

一挙掲載！

日本オリエンテーリング競技規則（案）

現在、日本オリエンテーリング協会において競技規則の全面的な見なおしが行われており、現在その最終局面にある。

オリエンテーリングマガジン編集部では、日本オリエンテーリング協会のご好意で、競技規則の暫定版を入手することができた。まだ暫定版のため、修正意見などが、規則に反映できるかもしれない。修正意見のある人は、各都道府県協会などに申し出て、より良い競技規則になるようにご協力をおねがいしたい。

なお、今回掲載の規則類から若干の修正もありえるので、ご注意願いたい。

日本オリエンテーリング競技規則

本規則は、日本国内オリエンテーリング競技会について、社団法人日本オリエンテーリング協会定款第4条五項の規定に基づき、制定されたものである。競技者ならびに主催者は、本規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 定義

- 1.1 オリエンテーリングとは、競技者が地上に表示されたいくつかの地点（コントロール）を、地図とコンパスを使用して、可能な限り短時間で走破するスポーツである。競技者とは、出場を認められた個人あるいはチームをいう。

2. 適用

- 2.1 本規則は、国際オリエンテーリング連盟（以下IOFという）の競技規則に基づき、フット・オリエンテーリング競技について定めるものである。
- 2.2 本規則は日本オリエンテーリング協会（以下JOAという）主催および公認大会に適用されるとともに、国内における競技規則の基本となるものである。

3. 国内競技大会の分類

- 3.1 本規則でいう国内競技大会とは、JOA主催大会、JOAに加盟している都道府県を代表する組織（以下正会員という）の主催大会、および正会員に所属するクラブ等の団体、その他JOAが開催を認めた団体が主催する大会をいう。国内競技大会のうち『主催および公認大会開催に関する規程』にしたがって開催される大会で、JOAが主催するものを主催大会、それ以外を公認大会という。

3.2 競技形態

- 3.2.1 競技の開催時刻による分類
- 昼間競技 全競技を昼間に行う。スタートの開始は早くとも日の出1時間後とし、スタート完了は遅くとも日没までに、優勝設定時間の150%を残した時刻とする。
 - 夜間競技 全競技を夜間に行う。スタートの開始は早くとも日没1時間後とし、スタート完了は遅くとも日の出までに、優勝設定時間の200%を残した時刻とする。
 - 昼夜複合競技 上記のいずれにも合致しない競技をいう。

3.2.2 競技の種別による分類

- 個人競技 競技者個人が独立して行う。
- リレー競技 2人以上の競技者が連続して継走する方式で

行う。

- 合算競技 2人以上の競技者が独立して競技を行い、その所要時間を合計する方式で行う。
- チーム競技 2人以上の競技者が協力しながら行う。

3.2.3 競技結果の決定方法による分類

- 単一レース競技 1回のレース結果が最終成績になる。
- 複数レース競技 1日または複数日で行われ、複数レースの所要時間の合計が最終成績になる。
- 予選・決勝レース競技 予選を通過することで決勝レースの参加資格を得る。決勝の結果のみが最終成績になる。予選では原則として、競技者を複数のグループに配分する。

3.2.4 コントロールの通過順序による分類

- ポイント競技 指定された順番に回る競技
- フリー競技 任意の順番に回る競技

3.2.5 レース距離による分類

- クラシック・ディスタンス競技
- ショート・ディスタンス競技
- その他

4. 参加資格

- 4.1 主催者は、参加資格に制限を加える場合は、その旨を明確に大会開催要綱に記載しなければならない。
- 4.2 主催者は、エリート・クラスへの出場については一定の条件を課し、参加資格を取得したことを証明する資料の提示を条件とすることができる。
エリート・クラスの参加資格については、『主催および公認大会エリート・クラス出場資格規程』に定める。
- 4.3 リレー競技またはチーム競技においては、参加を正会員代表に限定することができる。

5. 競技責任者と大会コントローラーの選定

- 5.1 主催者（JOA主催大会の場合は主管者）は、適格なる競技責任者を選定する。
- 5.2 主催および公認大会についてJOAは、大会コントローラーを任命する。

6. 大会開催要綱

- 6.1 大会開催要綱は、遅くとも開催日の2カ月前までに当該大会の性格に適した方法で配布するものとする。
- 6.2 大会開催要綱には、少なくとも以下の事項を明記する。
- a) 開催年月日、集合地または大会会場
 - b) 主催者、主管者、競技責任者、大会コントローラー、コース設定者

- c) 問合せ先
- d) 申込方法、申込先、申込締切日
- e) 参加料、必要であればその他の料金、払込方法
- f) 服装と用具に関する注意
- g) 競技形態、クラス、リレーの走区によりクラスが異なる場合は、走区クラス割
- h) クラス別またはリレー走区別優勝設定時間
- i) 交通手段
- j) テレイン状況、留意事項、トレーニングに関する情報
- k) 競技用地図の縮尺、等高線間隔、通行可能度表示
- l) コントロールのパンチ方法
- m) スタート開始時刻
- n) コンパス貸出しの有無

7. クラス

7.1 性別、年齢別クラス分け

- 7.1.1 競技者は、その性・年齢および技能レベルにより
- 7.1.2 項に定めるクラスに分かれる。女性は男性のクラスに参加してもよい。年齢は、その年度内（4月1日～3月31日）に達する年齢とする。

7.1.2 クラス

男性

M21E 有資格者	M20A 17-20 歳	M35B 35-39 歳
M20E 有資格者	M18A 15-18 歳	M21B 21-34 歳
	M16A 13-16 歳	M20B 17-20 歳
M60A 60 歳以上		M18B 15-18 歳
M55A 55 歳以上	M70 70 歳以上	M16B 13-16 歳
M50A 50 歳以上	M65 65-69 歳	M14 11-14 歳
M45A 45 歳以上	M60B 60-64 歳	M12 11-12 歳
M40A 40 歳以上	M55B 55-59 歳	M10 10 歳以下
M35A 35 歳以上	M50B 50-54 歳	
M21A 21 歳以上	M45B 45-49 歳	M16N 16 歳以上
M21AS 21 歳以上	M40B 40-44 歳	M15N 15 歳以下

女性

W21E 有資格者	W18A 15-18 歳	W21B 21-34 歳
W20E 有資格者	W16A 13-16 歳	W20B 17-20 歳
		W18B 15-18 歳
W50A 50 歳以上	W65 65 歳以上	W16B 13-16 歳
W45A 45 歳以上	W60 60-64 歳	W14 11-14 歳
W40A 40 歳以上	W55 55-59 歳	W12 11-12 歳
W35A 35 歳以上	W50B 50-54 歳	W10 10 歳以下
W21A 21 歳以上	W45B 45-49 歳	
W21AS 21 歳以上	W40B 40-44 歳	W16N 16 歳以上
W20A 17-20 歳	W35B 35-39 歳	W15N 15 歳以下

M/W 2 0 E クラスについては、全日本大会のみ開設する。

- 7.1.3 参加者が少ないと予想されるクラスについては、年齢の隣接する複数のクラスを統合することができる。また、参加申込者が少ないクラスについても、これに準ずることができる。ただし、1つに統合できるクラス（7.1.2 項）は3クラスを限度とし、A, B, Nを混合してはならない。この場合、統合したことをクラスの名称により示す。（例：M 3 5 - 4 5 A 等）
- 7.1.4 競技者が参加できるのは、1大会1クラスである。

7.2 その他の分類

- 7.2.1 各クラスの末尾の英字は難易度・距離を示し、難易度の高い方から順に、A, B, Nとする。
- 7.2.2 M/W 2 1 A S は、M/W 2 1 A と難易度は等しいが、距離の短いクラスである。
- 7.2.3 M/W 2 1 E、M/W 2 0 E は、エリート・クラスである。
- 7.2.4 競技者の多いクラスは、難易度の等しいいくつかのクラスに分けることができる。この場合、クラス名の末尾に1, 2と番号をつける。分割後の最低人数は60名とする。
（例：M 2 1 A 1, M 2 1 A 2 等）

- 7.2.5 リレー競技においては、必要に応じて各走区ごとに適合したクラスを指定することができる。
（例：第1走区 7.5km M 1 8 A 等）
- 7.2.6 身体障害者などについては、性別・年齢別以外の基準でクラス分けをすることができる。

8. 参加申込み

- 8.1 競技者は大会開催要綱に記された申込締切日までに所定の方法にしたがって、大会参加を申し込む。
- 8.2 参加料は大会開催要綱に示されている方法で支払う。
- 8.3 参加申込書には少なくとも以下の事項を記載する。
 - a) 氏名・住所・電話番号
 - b) 競技者登録番号、または性別・年齢・生年月日
 - c) 参加希望クラス
 - d) 所属クラブ名または居住市区町村名

9. スタート順の決定とスタート・リスト

- 9.1 スタート順は、クラスごとに無作為に決める。ただし、シード枠を設けてもよい。
- 9.2 スタート順の決定にあたっては、同一クラブに所属する競技者が同一コースに続いてスタートしないことが望ましい。
- 9.3 複数のクラスを同一コースに出場させる場合は、原則としてクラスごとにまとめてスタート順を決め、優勝予想時間の短いクラスからスタートさせる。ただし、原則によらない場合は、クラス間のスタート間隔を20分以上離すこととする。
- 9.4 競技者は、各クラスとも1人ずつ同一の時間間隔でタイム・スタートする。エリート・クラスにおいては、スタート時間間隔は少なくとも2分とする。
- 9.5 複数レース競技においては、各クラスとも、個々の競技者のスタート時間帯をレースによって変えることにより、競技者全員のスタート時刻に関する条件を等しくすることが望ましい。
- 9.6 複数レース競技の最終レースにおける各競技者のスタート時刻は、それまでの成績に基づいて、チェイシング（成績時間差）スタートを採用してもよい。
- 9.7 予選・決勝レース競技の予選では、以下の条件が満たされるようにスタート順を決める。
 - 各予選グループの人数が均等になるように競技者を配分する。
 - 各スタート時刻に予選グループ毎に一人ずつの競技者が同時にスタートする。
 - 同一クラブに所属する競技者は、各予選グループに均等に配分することが望ましい。
 - 予選グループ毎のレース距離は可能な限り等しくする。
- 9.8 予選・決勝レース競技の決勝のスタート順は、予選順位の逆順とし、予選で最も上位の競技者が最後にスタートする。同じ予選グループの中で同順位の競技者は、無作為抽選で順番を決める。予選グループ間で同順位の競技者は、予選グループ番号の順にスタートする。
- 9.9 リレー競技では、マス（一斉）スタートを採用する。多様なコースの組み合わせをあらかじめ決めておいて、無作為に抽選する。組み合わせは、最終の競技者がスタートするまで公表してはならない。

10. プログラム

- 10.1 プログラムは、遅くとも開催日1週間前までに、申込者に送付する。これができなかった場合は、競技者が大会会場に到着すると同時に配布する。
- 10.2 プログラムには、6.2 項にいうすべての事項（d, eを除く）に加えて、以下の事項についての情報も記載する。
 - a) 『日本オリエンテーリング地図作成規程』（以下『O-MAP作成規程』という）に定めている以外の地図記号を使用しているかどうか。使用している場合は、それらの記号についての説明。
 - b) ナンバー・カード、コントロール・カード、コン

トロール位置説明表の交付方法

- c) スタート・リスト
- d) 大会会場からスタート地区までの距離および所要時間
- e) 誘導テープの色、給水コントロール、立入禁止 / 危険地帯
- f) コース距離、登距離 (E, Aクラス)
- g) コース距離の 15%以上が標高 1,200mを超える場合は、その高度
- h) 更衣所、洗い場、トイレ、救護所
- i) コントロールの撤収時刻とゴールの閉鎖時刻
- j) 表彰式 (有無、時刻、対象、クラスなど)

11. 地図

- 11.1 地図は『O-MAP作成規程』に基づいて作成する。身体障害者や高齢者などについては、特別に作成した地図を使用してもよい。
- 11.2 地図の縮尺は、1:15,000 または 1:10,000 とする。
- 11.3 地図印刷後に、競技の公正さに影響を与える恐れのあるトレイン内の状況の変化が生じたときは、その変化を地図に表示しなければならない。
- 11.4 地図に耐水用紙を使用しないときは、プラスチック袋に入れるか、透明フィルムで密封する。
- 11.5 使用されるトレインが含まれるオリエンテーリング用に作成された地図があった場合は、その地図を大会会場に掲示する。また、その地図の情報 (地図名、作成時期、大会名等) をプログラムで通知することが望ましい。

12. テレインとコース

- 12.1 テレインは、競技としてのコース設定に適していなければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。
- 12.2 コース設定に際しては、IOFが定めている『コース設定の原則』に従う。
- 12.3 コース距離は、スタートからすべてのコントロールを経由してゴールまでの直線距離とする。ただし、物理的に通行不能な障害物 (高いフェンス、湖、通れない崖等)、立入禁止エリアおよびマクトルートは、迂回して測定する。
- 12.4 登距離は、最も短いと考えられるルートに沿った場合の登距離とする。
- 12.5 クラシック・ディスタンス競技のE, Aクラスにおいては、優勝時間を以下の基準にしたがって設定する。
M21E 90 分 M35A 70 分 W21E 75 分 W21AS 50 分
M20E 70 分 M21A 80 分 W20E 60 分 W20A 60 分
M60A 50 分 M21AS 60 分 W50A 45 分 W18A 50 分
M55A 50 分 M20A 70 分 W45A 45 分 W16A 40 分
M50A 55 分 M18A 60 分 W40A 50 分
M45A 60 分 M16A 50 分 W35A 55 分
M40A 65 分 W21A 65 分
- 12.6 ショート・ディスタンス競技のEクラスにおいては、優勝時間を以下の基準にしたがって設定する。
M21E 25 分 M20E 20-25 分 W21E 25 分 W20E 20-25 分
- 12.7 リレー競技においては、各走区で最も速い者の合計時間を以下の基準にしたがって設定する。
Mクラス 180 分 (4人) Wクラス 150 分 (4人)
- 12.8 12.5, 12.6, 12.7 項で定めていないクラスおよび競技形態については、異なった優勝時間を設定してもよい。
- 12.9 テレインの制約等、止むをえぬ事情がある場合、大会コントローラーの同意を得て、12.5, 12.6, 12.7 項と異なる優勝時間を設定することができる。
- 12.10 12.5, 12.6, 12.7 項と優勝設定時間が相違するときは、大会開催要綱およびプログラムなどに明記しなければならない。

13. 立入禁止区域

- 13.1 競技者は、地図またはプログラムに示されている立入禁止区域に入ってはならない。
- 13.2 主催者は、環境保護のための指示を競技者に与えることができる。競技者はこれを厳守しなければならない。

14. コース記号などの地図への追加印刷

- 14.1 競技地図上のコース記号は以下のとおりとする。
 - オリエンテーリングの開始地点：
1 辺 7mm の正三角形の頂点の一つを第 1 コントロールに向ける。
 - コントロール：直径 6mm の円
 - 誘導部分 (マクトルート)：破線
 - ゴール：直径 5mm と 7mm の 2 重同心円
- 14.2 三角と円は、それぞれコントロールとなっている地図上の特徴物を、正確に中心位置とする。中心に印をつけてはならない。
- 14.3 ポイント競技においては、コントロールの円には回る順に番号を添える。番号は上を北にして、重要な地図細部の読みとりが困難にならないように記す。
- 14.4 誘導部分をのぞき、三角および円は、番号順に直線でつなぐ。細部の地図読みが必要な部分では、線や円の一部を省くこととする。
- 14.5 誘導部分は、すべて地図に表示する。誘導部分の開始地点には必ずコントロールを置き、誘導部分は地図に破線で示す。誘導部分の終端から再びオリエンテーリングを始める場合は、地図上で破線の終端と次のコントロールを直線でつなぐ。
- 14.6 競技途中で地図交換をする場合は、1 枚目の最後のコントロールから誘導部分に関しては 14.5 項に準ずる。2 枚目の地図ではオリエンテーリング開始地点を正三角形で示し、地上にはパンチ器具のないコントロール・フラッグを置く。次のコントロールからの番号は 1 枚目からの通し番号とする。
- 14.7 すべての立入禁止区域は、地図上に垂直の線条で表示する。立入禁止区域の外郭が線状特徴物で囲まれているときは、外郭線を以下のように記入する。
 - 地上における外郭線が、テープなど連続した形で表示されているときは、実線で記入する。
 - 地上における外郭線が、ストリーマーなど間隔をおいた形で表示されているときは、破線で記入する。
 - 地上において外郭線の表示が全くないときは、記入しない。
- 14.8 コースに係る重要な横断部や通過地点 (道路下のトンネルなど) は、外側に湾曲する 2 本の線で記す。
- 14.9 すべての通行禁止ルート、危険区域、救護 / 給水所は、『O-MAP作成規程』に定められている記号で表示する。
- 14.10 コース記号およびその他の追加印刷は、透明な赤紫色 (PMS Purple) で印刷する。

15. コントロール位置説明

- 15.1 コントロール位置説明は、IOFが定めている『コントロール位置説明作成規程』にしたがって作成する。Nクラスについては日本語表記を併用してもよい。
- 15.2 コントロール位置説明は、地図の表面に貼付または印刷する。

16. 地上における表示

- 16.1 競技者が通ることを義務づけられたルートには、標識をつける。標識は、オレンジと白のテープまたはストリーマーと一緒につける方式が望ましい。
- 16.2 危険地帯では、標識は目立つようにつける。
- 16.3 立入禁止区域は、青と黄のテープまたはストリーマーで外郭線を表示するのが望ましい。

17. コントロールの設置

- 17.1 すべてのコントロールにはコントロール・フラッグを置く。夜間競技においては、灯火または反射板をすべての方角から見えるように置か、コントロール・フラッグとともに吊す。
- 17.2 コントロール・フラッグは三面柱状で、各面は 30×30cm の正方形とし、各面を対角線によって 2 分し、白とオレンジ (PMS 165) に色分けする。3 面のうち少なくとも 2 面は、上半分を白とする。
- 17.3 コントロール・フラッグは、地図上に示された特徴物に、その特徴物に到達した競技者に見えるように吊す。コントロール・フラッグが吊された実際の位置は、コントロール位置説明と合致していなければならない。
- 17.4 コントロールは、30m 以内に近接して設置すべきでない。さらに特徴物が同じコントロールは、60m 以内に近接すべきでない。
- 17.5 他の競技者の存在によって、コントロール到達の難易度が左右されてはならない。
- 17.6 すべてのコントロールには、識別のためのコントロール識別番号を、競技者がパンチ器具を使用するときに明瞭に見えるようにつける。コントロール識別番号は 31 以上 2～3 桁の数字とするが、混同しやすい数 (66, 68, 86, 89, 98, 99 など) は使ってはならない。数字は白地に黒色で、高さ 50～100mm、太さ 5～10mm で記す。
- 17.7 コントロール・フラッグ、パンチ器具などは、コース毎に同一の仕様とする。パンチ器具は十分な数を、コントロール・フラッグのすぐそばに備える。
- 17.8 優勝設定時間が 45 分を超えるクラスがある場合は、給水所を設ける。状況により必要な場合 (酷暑時など) も同様である。給水所には、飲料水を用意していなければならない。
18. コントロール・カードとパンチ器具
- 18.1 コントロール・カードおよびパンチ器具は、以下のものを使用することができる。
- ピン・パンチのコントロール・カード方式
 - 電子式のパンチ計時システム
- 18.2 コントロール・カードは、競技者に個々のスタート時刻までに渡す。運営上必要な場合は、大会コントロールの同意を得て、コントロール・カードを地図に添付することができる。コントロール・カードの交付方法については、プログラムに記載する。
- 18.3 競技者は各コントロールに備えられているパンチ器具で、自分のコントロール・カードの正しい欄に、明瞭に印をつけてくることに責任を有する。コントロール・カードはゴールで係員に手渡す。
- 18.4 主催者は、いくつかの指定したコントロールで、役員による競技者のコントロール・カード検査、および役員の手による記印を行うことができる。
- 18.5 コントロール・カードに記印がされていなかった場合、その理由が競技者の責任に帰し得ないもの (パンチ器具の不調や紛失など) であったときは、その競技者は失格とならない。
- 18.6 ピン・パンチ式のコントロール・カードは、耐水性の破れない紙で作成し、寸法は 10×21cm を超えてはならない。
- 18.7 電子式のコントロール・カードを使う場合は、競技者があらかじめ練習する機会が用意されることが望ましい。
19. スタート
- 19.1 競技者は、スタートラインより指定された時刻にスタートする。
- 19.2 スタートからオリエンテーリングの開始地点までは、誘導の標識をつける。開始地点には、コントロール・フラッグを置く。このコントロール・フラッグにはパンチ器具をつけない。
- 19.3 競技者は、地図をスタートと同時に、またもし地図の支給地点がスタートラインより先の場合は、その地点

- で自分の責任で取る。
- 19.4 オリエンテーリングの開始地点は、先行する競技者のルート選択が、スタート待機中の後続競技者に知り得ないような場所に設ける。
- 19.5 個人競技はタイム・スタートで行う。例外的にマス・スタートでも行い得るが、この場合はあらかじめ大会開催要綱に記す。
- 19.6 リレー競技のスタートはマス・スタートで行い、継走していくこととするが、例外的にはタイム・スタートでも行い得る。
- 19.7 スタート時刻に遅れた競技者は、スタートラインに到着後、係員の指示で直ちにスタートを許されるが、指定されていたスタート時刻を所要時間計測の起点時刻とする。
- 19.8 主催者側の過失によりスタート時刻に遅れた競技者には、新たなスタート時刻を与える。
20. ゴール
- 20.1 ゴールラインは、ゴール進入路と直角に競技者に明瞭にわかるように設ける。
- 20.2 ゴールラインを越えた後、競技者はコントロール・カード等を、また主催者が定めている場合は使用地図ともに、係員に手渡す。
- 20.3 ゴール地点には救護所を置く。
21. リレー競技
- 21.1 リレー競技では、それぞれの競技者が個別のコースを走る。
- 21.2 全チームは結果的には同一コースを走る。
- 21.3 次走者への引継ぎは、定められた区域の中で走者が接触することにより行う。次走者に準備時間を与えるため、前走者の中継所への接近について、可能であれば告知する。告知の方法は板書が望ましい。この場合、告知に手落ちがあっても主催者に責任はない。
22. 計時と順位
- 22.1 ゴール時刻は、ゴールラインで計時する。計時は、競技者の胸がゴールラインを通過したときに行う。電子式コントロール・カードの場合はゴールラインでパンチした時点で計時してもよい。記録する所要時間は秒までとし、秒に満たない端数は切り捨てる。発表は、時間・分・秒または分・秒の形で行う。
- 22.2 同タイムの競技者は、すべて同順位とする。ただし、公式成績表にはスタート順に記載する。
- 22.3 リレーにおいては、最終走区の走者がゴールした順が、チームの最終順位となる。ただし、19.6 項の例外事項に基づく場合はこの限りでない。
- 22.4 マス・スタートおよびチェイシング・スタートでは、着順判定員が順位判定を下す。同着はない。
- 22.5 E, A クラスについては、規定時間を設ける。規定時間は、E クラスは優勝時間の 150%、A クラスは 200% とし、分に満たない端数は繰り上げる。
- 22.6 コントロール・カードを紛失した競技者、記印に脱落がある競技者、コントロールを指定通りに回らなかったことが立証された競技者、規定時間内に競技を終了できなかった競技者は、すべて失格とする。
23. 成績発表と表彰
- 23.1 競技進行中、成績の速報は、順次掲示する。
- 23.2 公式成績表の送付は、大会終了後 1 カ月以内に行う。
- 23.3 リレーの成績表には、各競技者個々の氏名と所要時間およびコースの分割方法と組み合わせも記載する。
- 23.4 成績上位者を表彰することができる。
24. 服装と用具
- 24.1 大会開催要綱に明記されていない限り、服装に関しては競技者の自由である。
- 24.2 主催者が定めた場合、競技者はナンバー・カードを、明瞭に読み取れるように胸に装着する。主催者はさら

- に、背中にもつけるように規定できる。ナンバー・カードは折り畳んではない。ナンバー・カードの寸法は 25×25cm 以下とし、数字の高さは 10cm 以上とする。
- 24.3 競技者は競技中に、主催者から受け取る地図、コントロール・カード、コントロール位置説明書、およびコンパス、時計、その他主催者が必要と認めたものを携行してよい。その他の技術的な補助器具の使用は禁止する。
- 24.4 身体障害者を対象とするクラスでは、その他の補助器具が使用できる。この場合は、その旨を大会開催要綱に明記する。

25. 公正な競技

- 25.1 大会に関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、トレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
- 25.2 ドーピング行為は禁止する。主催者は、IOF が定める『ドーピング・テスト実施規則』に基づいて、テストを実施することができる。
- 25.3 主催者は大会コントローラーの同意を得て、前もってトレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。公表された場合は、指定する立入禁止区域に立ち入り、調査や練習を行ってはならない。
- 25.4 テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とトレインを厳重に秘密にしておかななくてはならない。大会の場所を知ろうとする試みは禁止する。
- 25.5 主催者は、テレインを熟知し他の競技者より明らかに有利な立場にある者を、競技に参加させてはならない。
- 25.6 いかなる競技者も、不公正な手段により他の競技者より有利な立場に立とうとしたり、走あるいは方向決定に助力を得たりしてはならない。身体障害者クラスにおいては、大会開催要綱に示す範囲で他の助力を得ることができる。

26. 競技中の行動

- 26.1 競技者は、トレイン内ではできるだけ静粛に行動する。
- 26.2 怪我をした競技者を助けることは、競技者の義務である。
- 26.3 競技者は、自分のコース内の誘導部分では、終始誘導に従う。
- 26.4 ゴールした競技者は、主催者の許可を得ない限り、トレインに立ち戻ってはならない。
- 26.5 途中棄権した競技者は、できる限り速やかに地図とコントロール・カードを大会役員に手渡さなければならない。
- 26.6 競技の行われている間、すべての人はそれぞれ指示された場所に留まり、他の競技者に影響を与える行為をしてはならない。
- 26.7 競技者は、自己の全責任において、大会に参加するものとする。

27. 提訴

- 27.1 競技に関連して当事者間で解決できない問題が起こったとき、競技者、チーム役員、大会役員は提訴を行うことができる。
- 27.2 提訴は、予告されたゴール閉鎖時刻から 1 時間後までに、主催者に文書で行うものとする。ただし、掲示された成績、または後日配布される公式成績表に関する提訴については、27.3 項および 27.4 項に定める。
- 27.3 掲示された成績に関する提訴は、掲示後できるだけ速やかに行うものとする。
- 27.4 後日配布された公式成績表に関する提訴は、配布後 10 日以内に行うものとする。

28. 裁定委員会

- 28.1 主催者は、3 名からなる裁定委員会を組織する。裁定委員会の任務は、すべての提訴について、定を下すことである。
- 28.2 裁定委員は、大会組織に関与してはならない。主催者代表者と大会コントローラーは、裁定委員会に出席できるが、投票権は有しない。
- 28.3 裁定委員会は、3 人全員の出席をもって成立する。出席不可能な裁定委員がいたときは、主催者は代理を任命しなければならない。
- 28.4 裁定委員会の決定をもって、最終裁定とする。

29. 競技規則違反

- 29.1 競技規則に違反した競技者は、失格となる。
- 29.2 競技規則に違反した役員があったときは、大会コントローラーはその旨を、JOA およびその役員が所属する正会員に通告する。
- 29.3 競技規則に対する違反はすべて、大会報告書に記録する。

30. 大会コントローラー

- 30.1 大会コントローラーの主たる任務は、競技規則が遵守されていることを確認することである。
- 30.2 大会コントローラーは、以下の事項について権限を有する。
- a) テレインの適格性の判断
 - b) 基準に照合して、地図の質の審査
 - c) コース設定の質、およびスタートとゴール位置の適格性の判定
 - d) コースの審査（難易度、コントロール位置の選定、偶然性の排除、地図の精度）
 - e) コース配分と組み合わせの審査
 - f) 競技運営全般の確認と、宿舎や食事・輸送・プログラム・トレーニング関係などの内容の確認
 - g) 計時機器の信頼性と精度の確認
 - h) 競技への影響の可能性の観点から、報道関係などへの対応の仕方の確認
 - i) 式典計画の確認
- 30.3 大会コントローラーは大会当日、大会会場に常駐する。
- 30.4 大会コントローラーの経費については、主催者が負担する。

31. 大会報告書

- 31.1 主催者または主管者は、大会報告書を作成しなければならない。
- 31.2 主催者または主管者は、大会終了後 1 カ月以内に、所属する正会員または開催地の正会員へ、以下のものを提出する。
- a) 大会報告書
 - b) 公式成績表
 - c) 男女の最上位クラスのコース地図と全コントロール図各 1 枚

32. メディア・サービス

- 32.1 主催者は、メディア取材者に対し、好意的な機会を提供することが望ましい。
- 32.2 主催者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のための最大限の努力をすることが望ましい。

33. 付則

本規則は平成 14 年 4 月 1 日より改正施行する。

平成 6 年 3 月 27 日 制定

平成 13 年 3 月 10 日 改正

主催および公認大会開催に関する規程

社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 総 則

1.1 目 的

この規程は、社団法人日本オリエンテーリング協会(以下「J O A」という)定款第4条二項に基づき、J O A主催および公認オリエンテーリング大会(以下「主催・公認大会」という)について、必要な事項を定めるものである。

1.2 主 旨

主催・公認大会は、日本オリエンテーリング競技規則に基づいて開催され、競技者の成績をJ O Aが認定し、記録する大会をいい、各人の努力目標を高めるとともに、オリエンテーリングの普及推進を図るものである。

1.3 基本原則

主催・公認大会はすべての競技者に開かれたものでなければならない。ただし一部のクラスを非公認にすることができる。

2. 開 催

2.1 主 催 者

主催者は次の(1)～(4)のいずれかでなければならない。

(1) J O A

(2) J O A加盟都道府県協会(以下「正会員」という)

(3) 正会員に所属するクラブ等の団体(以下「団体等」という)

(4) J O Aが開催を認めた団体

上記のうち、(1)に該当する大会を主催大会、(2)～(4)に該当する大会を公認大会という。

2.2 主催大会の開催

主催大会は、開催前年度の11月までにJ O Aが公表する。

2.3 公認大会の開催

公認大会は主催者の申請により、J O Aが認めた年度毎の公認大会開催計画書によって開催され、年度途中で追加されることはない。

公認大会を開催するに当たり、以下の条件を満たしていなければならない。

- 運営責任者および競技部門の主要部にオリエンテーリング・ディレクターまたはインストラクターを配置すること。

- 普及を目的とするトリム・Oを併設すること。

2.4 主催大会の参加料

主催大会においては、参加料を徴収する。金額は別途定める。

2.5 公認大会の参加料

公認大会においては、主催者は公認料を開催1週間前までにJ O Aにプログラムとともに納入しなければならない。金額は別途定める。

3. 公認大会の申請および承認

3.1 申請の手続き

公認大会の申請は、大会開催2年前から前年度9月末日までに様式1の申請書を、次のところへ提出しなければならない。ただし、他の都道府県を開催地とする場合は、その都道府県協会の同意書を添付しなければならない。

(1) 正会員およびJ O Aが認めた団体はJ O Aへ

(2) 団体等は所属する正会員を経由してJ O Aへ

3.2 承認

J O Aは申請者と合議し、その年の11月に大会開催の可否を決め、申請者に文書で通知するとともに公表する。

3.3 報告書等の提出

主催者は大会終了後1カ月以内に様式2による報告書

ならびに様式3による成績表をJ O Aに提出しなければならない。

3.4 取り消し

公認大会の申請に虚偽があった場合、または2.5項に違反した場合等は、公認大会を取り消し、以降開催を認めないこともある。

4. 特 典

4.1 出場者の特典

主催・公認大会に出場した者は、次の特典を有する。

(1) 成績が公式記録として認定される。

(2) エリート・クラス出場資格を得た者は登録され、公表される。

(3) O L 1 0 0キロ・コンペの対象となる。

5. 付 則

この規程は平成14年4月1日より改正施行する。

平成 6年 3月27日 制定

平成13年 3月10日 改正

別表1 主催大会の参加料 (事前申込者一人あたり)

Eクラス	4,000円
Aクラスで19歳以上	3,500円
E, A, Nクラス以外で19歳以上	3,000円
E, Nクラス以外で18歳以下	2,500円
Nクラス	2,000円

別表2 公認大会の公認料 (事前申込者一人あたり)

Eクラス	1,000円
Aクラスで19歳以上	800円
E, A, Nクラス以外で19歳以上	500円
E, Nクラス以外で18歳以下	200円
Nクラス	無 料

主催および公認大会エリート・クラス出場資格規程

<全日本大会>

M(W)21E

- | | | |
|----------------|---------|------------|
| (1) 前年度全日本大会 | M(W)21E | 10位(5位)以内 |
| (2) 本年度主催・公認大会 | M(W)21E | 20位(10位)以内 |
| (3) 本年度東・西日本大会 | M(W)21A | 1位 |

M(W)20E

- | | | |
|----------------|---------|----------------|
| (1) 本年度主催・公認大会 | M(W)21E | 有資格者で、20歳以下の者。 |
| (2) 本年度主催・公認大会 | M(W)20A | 10位以内 |
| (3) 本年度東・西日本大会 | M(W)18A | 1位 |

<主催・公認大会(全日本大会を除く)>

M(W)21E	(1) 前年度全日本大会	M(W)21E	有資格者
	(2) 前年度主催・公認大会	M(W)21A	5位以内
	(3) 前年度全日本大会	M(W)21A	10位以内
	(3) 前年度全日本大会	M(W)20E	5位以内

エリート・クラス有資格者は、J O Aが適時公示する。

上記資格を持たない者がエリート・クラスに出場を希望する場合には、所属する正会員の推薦を受けなければならない。推薦のあった場合、J O Aの資格認定委員会が可否を判定する。